

令和2年(フ)第2495号

決 定

東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 新宿三井ビルディング36F
債務者(破産者) 株式会社MJG
代表者代表取締役 木崎 優太

主 文

債務者株式会社MJGについて破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。
よって、主文のとおり決定する。
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 破産管財人 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 三村 藤明
- 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日

令和2年10月7日午前10時

令和2年4月10日午後5時

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 谷 口 安 史

裁判官 菊 池 浩 也

裁判官 毛 受 裕 介

これは正本である。

令和2年4月10日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 國 吉

